神奈川県人事委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の制定の概要

１　制定の理由

個人情報の保護に関する法律の改正（以下「改正個人情報保護法」という。）により、令和５年４月１日から、これまで神奈川県個人情報保護条例に基づいて取り扱っていた県の個人情報は、改正個人情報保護法により取扱うこととなった。これに伴い、施行に必要な事項等を定める個人情報の保護に関する法律施行条例が制定（令和５年４月１日施行）され、神奈川県個人情報保護条例は廃止（令和５年３月３１日施行）される。

これに伴い、次のとおり改正個人情報保護法に関する細則を制定する。

２　制定の内容

主な制定の内容	制定規定
改正個人情報保護法に規定された保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続等に必要な事項を規定する細則を制定する。	第1条～第20条、様式第1号～第23号

３　施行日

令和５年４月１日